平成２６年（フ）第５６号
福岡県久留米市御井町2175番地３　ドエル矢取203号、前住所福岡県久留米市三潴町玉満232番地１　ＡＹＪ天神Ⅱ－Ａ
債務者　吉野由美子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第５７号
福岡県うきは市吉井町若宮396番地４
債務者　柳瀬さとみ（旧姓足立）
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第５８号
福岡県久留米市上津町1234番地２
債務者　秋吉　貞敏
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第５６号
佐賀県小城市小城町183―13、住民票上の住所佐賀県小城市小城町201番地３
債務者　黒木アヤ子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７号
鹿児島県霧島市国分重久428番地１
債務者　山下　淳也
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
秋田市飯島長野中町３番11号
債務者　柴野真由美
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３４号
秋田市東通仲町13番19号
債務者　齋藤美由貴
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３６号
秋田市下新城中野字街道端西92番地21
債務者　加藤　晃子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３５３号
福井県勝山市野向町薬師神谷第41号７番地１
債務者　山内　俊一
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６号
福井県坂井市丸岡町猪爪３丁目306番地
債務者　浅野　裕弥
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７号
福井県坂井市丸岡町里丸岡２丁目118番地
債務者　浅野　正美
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０号
福井市北四ツ居２丁目７番38号
債務者　鈴木　敏恵
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３４号
福井県越前市深草２丁目４番24号
債務者　株田　貞子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３７号
福井県あわら市田中々第３号25番地７　ファミール芦原202号
債務者　大木元千景
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４２号
福井県あわら市二面第43号22番地
債務者　山田　　進
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５０号
兵庫県川西市東畦野３丁目10番31号
債務者　新熊めぐみ（旧姓奥井）
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第７１２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘12丁目13番26―305号
債務者　利川こと　徐　　健由
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係